

著作権に関するQ&A

【はじめにお読み下さい】

以下のQ&Aは、文化庁のホームページ <http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>や、公益社団法人著作権情報センター <http://www.cric.or.jp/>などを参考に、2010年時点での情報に基づき、著作権使用や許諾に関しての一般的考え方を、あくまで参考情報として記したものです。個別の事象に関して当てはまらない場合もあります。機関誌編集委員会は、著作権使用の許諾に関する執筆者本人の申告をもとに、編集・公開作業を進めていきます。著作権使用に関して疑問が生じた場合、編集委員会が正確な返答ができない場合がありますので、文化庁や著作権情報センターのホームページを参照したり、知的財産権や著作権を専門とする弁護士などの専門家に問い合わせるなどしてご自身でご判断ください。

Q1 『音楽学』に掲載される論文等の著作権は、誰に帰属しますか。

A著作権は、論文等の執筆者本人が所属団体や出版社等と著作権の帰属に関し特段の合意をしていない限りは、原則として執筆者本人に帰属します。

Q2 投稿規程にある、「著作権のうち複製権・公衆送信権（送信可能化権を含む）の行使を、再許諾権付きで許諾する」、とはどういうことですか。

A著作権法には、著作者の人格権として、公表権(18条)、氏名表示権(19条)、同一性保持権(20条)、著作権(財産権)として、複製権(21条)、上演権・演奏権(22条)、上映権(22条の2)、公衆送信権・伝達権(23条)、口述権(24条)、展示権(25条)、頒布権(26条)、譲渡権(26条の2)、貸与権(26条の3)、翻訳権・翻案権等(27条)、二次的著作物の利用に関する権利(28条)が規定されています。複製権とは「著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製する権利」、公衆送信権とは「著作物を自動公衆送信したり、放送したり、有線放送したりすること」で、インターネット上のサーバにアップして「送信可能化」する行為も含みます。

『音楽学』の論文等は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の運営する科学技術情報発信・流通総合システム（J-STAGE）を通じて電子公開されますが、論文等がインターネット経由で検索され、読むことができる状態にするのに必要なのが、複製権、公衆送信権、送信可能化権です。

「著作権のうち複製権・公衆送信権（送信可能化権を含む）の行使を、再許諾権付きで許諾する」とは、電子化とウェブ公開の作業を日本音楽学会に許可すると同時に、日本音楽学会が第三者機関である国立研究開発法人科学技術振興機構にも同じ作業の許可を与えることを、執筆者自身が了解する、ということの意味しています。

Q3 『音楽学』掲載論文を、機関リポジトリに登録することは可能ですか？

A 執筆者本人が著作権者である限り、執筆者本人の意志で登録することが可能です。その際は、必ず出典を明らかにしてください。また、機関リポジトリへの登録が、所属機関への著作権の譲渡を前提にしている場合などもあり得ますので、各所属機関の規定をご自身でよくご確認ください。

Q 4 『音楽学』掲載論文を、執筆者本人が自身の論文集やその他の出版物に掲載する際、日本音楽学会の許可が必要ですか。

A 日本音楽学会の許可は必要ありませんが、学術論文の一般的ルールに基づいて、出典を明らかにすることを願っています。

Q 5 引用をする場合、引用元の出版物の著作権者に許可を得なければなりませんか。

A 著作権法で学術論文における引用は認められています（第 32 条）。ただしその際、1. 他人の著作物を引用する必然性があること、2. かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること、3. 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること、4. 出所の明示がなされていること。（同法第 48 条）などの一定の条件を満たしていなければなりません。

Q 6 譜例・図版・写真等を引用する場合は引用元の著作物の著作権者に許可を得なければなりませんか。

A 譜例・図版・写真等も、上記 Q 5 の条件を満たしていれば、文章と同様に引用することはできます。しかし、引用著作物それ自体が主體的鑑賞の対象となりうる場合、第 32 条の条件を満たしていないという判例もあります（昭和 60 年 10 月 17 日東京高等裁判所「藤田嗣治 絵画無断複製事件」）。図・写真・楽譜の場合、後に思わぬ係争を避けるために著作権者に許諾について確認を取る必要があります。なお、引用の範囲かそれを超えた転載かの法的判断は、編集委員会ではいたしかねますので、ご自身の責任でご判断ください。

Q 7 死後 50 年を経過した作曲家の作品は自由に引用できますか。

A 日本の著作権法上は、死後 50 年以上経過した作曲家の作品は、公有の知的財産（パブリック・ドメイン）として自由に利用することができます。ただし、出版された楽譜をそのままコピーして引用する場合や、また資料を所蔵する図書館が、出版の場合には許可を得ることを条件に複写を認めている場合などには、注意が必要です。当該の出版社や図書館に、許諾が必要かどうかを、執筆者自身が問い合わせてください。また映画作品は、日本の場合保護期間公開後 70 年としたり、無名の著作物や団体のものも著作物など細かい規定がありますので、注意する必要があります。

Q 8 外国の出版物の場合、外国の著作権法が適用されるのですか。

A この問題は厳密に捉えると非常に複雑で、実際のところケースバイケースで判断するしかありません。ごく一般的な説明を以下に記しますので、それぞれのケースに応じて各自でご判断ください。

日本国内における著作物利用に関しては、日本の著作権法が適用されます。日本は、著作権に関する国際的取り決めであるベルヌ条約および万国著作権条約に加盟しており、世界の大半の国と相互に著作権を保護しあっています。これら国際的ルールに基づき、外国の著作物

を日本国内で利用する場合、原則として日本の著作権法で規定された保護期間以上保護する必要はありませんので、音楽作品や文章の場合、原則的には著作者の死後 50 年経過した 著作物は自由に利用できます。しかし、戦時加算といった特例や、保護期間が 50 年より短い国の著作物についての特例 など、さまざまな例外があります。しかし、事実上国境に意味のないインターネットで著作物を配信する際には、その保護期間等に関しては、国際的な論議があります。日本より長い保護期間を設定している国（著作者の死後 70 年を設定している米、英、伊、独、仏、ロシア、ブラジル、ハンガリー、トルコの各国や、100 年を設定しているメキシコ、60 年を設定しているインドなど）の著作物を利用する場合は、当該作品の出版元に問い合わせるなどして確認を取っておくことを強くお勧めします。

Q 9 著作権について詳しく知りたい場合はどのようにしたらよろしいですか。

A 文化庁のホームページ <http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>

公益社団法人著作権情報センター <http://www.cric.or.jp/>などに、詳しい解説があります。より厳密な判断を必要とする場合は、知的財産権や著作権を専門とする弁護士などに問い合わせてください。